

第 29 号議案

中野区子ども・若者文化芸術振興基金条例

上記の議案を提出します。

令和 6 年 2 月 29 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

子ども・若者文化芸術振興基金を設置する必要がある。

中野区子ども・若者文化芸術振興基金条例

(設置)

第1条 子ども・若者の豊かな心を育む多様な文化芸術の鑑賞及び体験の機会を促進し、並びに文化芸術の振興に寄与することを目的とする事業に要する財源を確保するため、中野区子ども・若者文化芸術振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、中野区一般会計予算（以下「予算」という。）の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 区長は、第1条に規定する事業に要する財源に充てる場合に限って、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必

要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。